

社会福祉法人如水会
報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人如水会（以下、「本会」という。）の定款第8条並びに第21条に規定された役員及び評議員等の報酬及び実費弁償についての基準を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、本会との委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の報酬等)

第3条 理事及び監事に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、本規定に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第5条 理事長が、本会及び事業所（本会が設置運営する事業所をいう。）（以下「本会及び事業所」という。）の運營業務に従事したときは無報酬とするが、別表2により実費弁償費は支払うこととする。

2 理事が、理事長の命を受けて本会及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて本会及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第6条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、本会及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務

又はその他理事長の命を受けて本会及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が、本会及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第8条 「評議員選任・解任委員会」の委員が、本会に係る評議員選任・解任の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が本会及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第10条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第5条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

3 本会及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条・第6条関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事会	日額 8,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円
評議員会	日額 5,000円	

別表2（第5条・第6条・第7条・第8条関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事長	無報酬	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき25円
理事及び評議員	日額 8,000円	
監事	日額10,000円	
苦情対応第三者委員	日額 5,000円	
評議員選任・解任委員	日額 5,000円	

別表3（第9条関係）

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1泊 12,000円	日額 8,000円	実費額